

○第三子の保育料について

Q 昨年12月、政府方針で第一子の年齢に関わらず第三子の保育料を無料にする報道があり、期待していた。しかし、品川区は第一子の年齢を小学3年生とし、がっかりした。

我が家は第一子が4月に8年生、第二子が6年生になる。これからお金がかかる時期であり、なぜ品川区が収入制限ではなく、年齢制限を決めたのか納得ができない。

子育ての現状をリサーチし、再度検討いただきたい。年齢制限を決めた根拠にも分かり易い回答を求める。

A 品川区では、平成28年4月1日より保育園保育料を改定します。今回の改定内容は、以下の3点となります。

- ・保育料の算定基礎を変更し、所得税額から区民税額による階層区分の保育料とする。
- ・多子減額の対象となる「世帯の第一子」の児童年齢の上限を、現在の5歳児から小学校3年生ままでに拡充する。
- ・保育料の階層表を概ね10%引き上げする。（平成28年度は概ね5%までの引き上げ幅とする。）

品川区の平成28年度保育料の改定内容は、従来の「多子軽減における年齢の上限を小学校入学前まで」の国基準を上回る、「世帯の第一子」の児童年齢を、現在の5歳児から小学校3年生ままでに拡充したものです。また、保育料を改定する際は、区民の方への周知期間を十分に設け、電算システムの改修等も必要なため、平成27年10月の区議会で保育料に関わる条例の改正を行い、平成28年4月から実施することとしました。

お問合せのとおり、平成27年12月に「政府は3人目以降の子ども幼稚園や保育園の保育料を平成28年度からすべて無償とする方針を固めた。」との報道がありました。国は、平成28年度における幼児教育の段階的無償化については、年収約360万円未満相当の世帯について従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃することとしており、現在、各自治体など関係機関と調整の上、子ども・子育て支援法施行令等を改正する予定とのことです。

保育園などの保育料は、法令で国が定める額を上限に利用者負担額（保育料）を算定することになっております。従って区では現在、子ども・子育て支援法施行令等の改正を待って、国の改正内容に適用した保育料へさらに改定する予定で準備をしているところです。現在の見込みでは、国の改正内容は4月以降の実施とし、4月に遡って適用すると考えております。

今回の保育料の改定は、保育料負担の適正を図るため、また、在宅で保育されている世帯や認可外保育施設を利用されている世帯との公平性を考慮しつつ、多子世帯に配慮した保育料体系となっております。

今後も国の動向を注視しながら、保育料の改定を行っていく予定ですので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

(子ども未来部保育課)